

## 2017人事院勧告等に対する日高教声明

人事院は、8月8日、国会と内閣に対し、国家公務員給与に関して、月例給631円(0.15%)、一時金0.10月分を引き上げる本年の給与改定に関する勧告・報告を行うとともに、公務における働き方改革をはじめとした公務員人事管理に関する報告を行った。

月例給及び一時金の引き上げ改定は4年連続となり、初任給及び若年層を重点的に引き上げる勧告となった。月例給与の配分は、昨年同様、再任用者を含む俸給月額を幅広く引き上げており、高齢層にも配慮した措置となった。また、一時金について、4年連続で勤勉手当の引き上げに充てたことは、育児・介護休業者や非常勤職員などへの配慮といった社会的要請に対し課題を残すこととなった。

給与制度の総合的見直しにおける経過措置については、平成30年3月31日をもって廃止されることが示された。50歳台の多くの教職員が経過措置の対象となっており、職務給の原則から廃止が示されたことは誠に遺憾である。また、給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から本府省業務調整手当のさらなる引き上げが示されたが、働き方改革を含め制度の在り方に、中央と地方の較差をより一層拡大させるなどの課題が残る。

公務員の長時間労働の是正については、職場におけるマネジメントの強化、府省のトップのリーダーシップによる組織全体の業務量の削減および合理化の取り組みの必要性を示すとともに、人事院としての参考事例の収集や提供等による取り組み支援に触れてはいるが、人事院の代償機関としての役割には程遠いものである。

雇用と年金の接続に関わっては、政府の骨太方針に「公務における定年延長の具体的検討」が示されている状況において、定年の引き上げの必要性には言及しているが、人事院の平成23年度の意見の申出以上のより強い言及がなされなかったことは、残念でならない。

われわれ日高教は、公務員連絡会に結集するなか、2017人勧期の取り組みについて、中央と地方が一体となり総力を挙げて運動を進めてきた。本年の勧告・報告はわれわれの要求にあまねく応えたものではないが、引き続き公務員連絡会の一員として、政府に対して、給与改定勧告の完全実施、超過勤務の確実な縮減、希望に基づく再任用の実現と定年延長の早期実施等を求めていく。

あわせて、教育公務員を含む地方公務員についての各人事委員会勧告等に向けて、国と地方の違いや勤務実態、教職員の勤務の特殊性に応じた勧告となるよう取り組みを強化していく。特に教職員の働き方については、中央教育審議会における検討を注視するとともに、早期に改革に向けた提言の発出およびその実現に向けた取り組みを文部科学省をはじめとした関係省庁及び政党等に求める。加えて、全国人事委員会連合会に対し、賃金センサスにおける高校教員の賃金実態の精確な反映とともに、すべての学校関係職員の給与の水準確保、給与等の地域間格差による人材確保の懸念解消、さらに、学校現場における業務の多忙化とその解消に向けた実効性のある取り組みを、各人事委員会の勧告等における人事管理上の課題とし言及するよう強く求める。

日高教は、高校・中等教育学校及び特別支援学校教職員が組織する団体として、その専門性に立脚した給与体系の実現に鋭意取り組んできた。引き続き、公務労協に結集する全国の仲間及び各単組とともに、勧告等の完全実施及び主体的な人事委員会勧告の実現に向けて、取り組みを強化していく。

2017年8月8日

日本高等学校教職員組合